



## 差別的な落書きを発見した時は・・・



落書きぐらいと簡単に見すごすことはできません。その落書きが、人を差別し、人の心を傷つけているときは、まさに「人権侵害」になっているのです。

差別的な落書きを

### 発見

すぐに、  
施設管理者に連絡する

### 通報

施設管理者とともに  
現場を確認し、発見時の  
状況説明などを行う

### 確認

- ・発見者（通報者）とともに現場を確認し、人目に触れないように保存する。  
※発見者が立会いできない場合は連絡先・状況などを聞いておく。
- ・トイレ内部の時など、扉を閉じるか、「使用禁止」の表示をする。
- ・通路の壁など通行止めにはできないときは、表面を紙などでおおうような工夫をする。